



埼玉県報

第 2735 号
平成 27 年(2015 年)
9 月 29 日
火曜日

目次

規則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）
- 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（温暖化対策課）

告示

- オンデマンド印刷機及び関連機器の賃貸借に関する落札者等の公示（文書課）
- 埼玉県朝霞地方庁舎ほか 21 施設で使用する電気に関する入札公告（管財課）
- 埼玉県立総合教育センター I C T 教育支援システム（研修サポートシステム）運用保守業務委託に関する入札公告（総合教育センター）
- 埼玉県立総合教育センター I C T 教育支援システム用機器等賃貸借に関する入札公告（総合教育センター）
- 県道さいたま鳩ヶ谷線の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

正誤

- 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第 15 号中訂正（越谷県土整備事務所）

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。
第三十条の注第三項中「同条例施行規則」を「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則」に改め、同注第四項中「国家公務員共済組合若しくは地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法若しくは一元化法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改める。

第三十一条中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に、
「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法若しくは一元化法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改める。

第三十一条中「あて先」を「宛先」に改め、同条の注第三項中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改め、同注第四項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第37条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法若しくは一元化

法附則第 6 1 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第 3 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改める。

第百二十五号及び第百二十六号中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改める。

第百二十七号中「あて先」を「宛先」に、「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十六号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具（省エネ法施行令第二十一条第三号に掲げる蛍光ランプのみを主光源とする照明器具をいう。ただし、卓上スタンド用けい光灯具を除く。）

第二十六条第一項に次の二号を加える。

五 電気冷凍庫（省エネ法施行令第二十一条第十一号に掲げる電気冷凍庫をいう。）

六 電気便座（省エネ法施行令第二十一条第十六号に掲げる電気便座をいう。）

第二十七条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具 経済産業省告示2―2（4）の別に定める様式

第二十七条に次の二号を加える。

五 電気冷凍庫 経済産業省告示8―2（4）の別に定める様式

六 電気便座 経済産業省告示13―2（4）の別に定める様式

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

オンデマンド印刷機及び関連機器の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部文書課文書管理・指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目
15番1号

3 落札者を決定した日

平成27年8月20日

4 落札者の氏名及び住所

NTTファイナンス株式会社 東京都港区芝浦1丁目2番1号

5 落札金額

31,104,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年6月23日

告 示

埼玉県告示第千百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県朝霞地方庁舎ほか21施設で使用する電気 予定使用電力量9,038,299
キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成27年12月1日（火）から平成28年11月30日（水）まで

(4) 需要場所

埼玉県朝霞地方庁舎ほか21施設

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（キロワット単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、埼玉県が提示する予定契約電力及び予定使用電力量の供給期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項の一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。
- (6) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
- (7) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 森田 電話048-830-2613（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

入札参加希望者に対しては、次に掲げるところにより記録媒体（CD-R）で電子データを交付する（事前に電話により連絡すること。）。

ア 交付場所での交付

この公告の日から平成27年10月14日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前10時から午後5時までの間に、上記(1)の交付場所において交付する。

交付場所での交付を希望する者は、記録媒体を持参すること。

イ 郵送による交付

郵送による交付を希望する者は、平成27年10月9日（金）午後5時まで（必着）に、上記(1)の交付場所に、記録媒体、返信用封筒（あらかじめ切手を貼付すること。）及び入札参加希望者の連絡先が分かるもの（名刺等）を同封の上、郵送すること。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県職員会館地下1階B05会議室 平成27年11月10日（火）午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成27年11月9日（月）午後4時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗

じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成27年10月15日（木）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から15日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Asaka Branch Office including other 21 facilities of the premises of the Government Office (estimated kwh: 9,038,299 kwh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., Monday, November 9, 2015

In person: 10:00 a.m., Tuesday, November 10, 2015 (Saitama Prefectural
Government Campus: Shokuin Kaikan B1F, Meeting Room B05)

(3) Contact Information:

Public Property Management Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-2613

告 示

埼玉県告示第千百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立総合教育センター I C T 教育支援システム(研修サポートシステム)
運用保守業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成28年3月1日(火)から平成33年2月28日(日)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県立総合教育センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成26年埼玉県告示第1096号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒361-0021 埼玉県行田市富士見町2丁目24番地 埼玉県立総合教育センター総務担当 塚越 電話048-556-6164（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年11月10日（火）午後3時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年11月9日（月）午後5時まで

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県立総合教育センター 平成27年11月10日（火）午後3時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年10月20日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年10月5日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required :

Consignment of the management services in regard to the Computer Network System for the Saitama Prefectural Education Center.

(2) Deadline for Submissions :

By the electronic bidding system : 3:00 p.m., November 10, 2015.

By registered mail or in person : 5:00 p.m., November 9, 2015.

(3) Contact Information :

General Affairs Group, Saitama Prefectural Education Center,
Fujimi-cho 2-24, Gyoda-shi, Saitama-ken 361-0021

Telephone: 048-556-6164

告 示

埼玉県告示第千百八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立総合教育センター I C T 教育支援システム用機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成28年3月1日（火）から平成33年2月28日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県立総合教育センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」又は「電子計算に関する業務」のいずれかでA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒361-0021 埼玉県行田市富士見町2丁目24番地 埼玉県立総合教育センター総務担当 塚越 電話048-556-6164（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年11月10日（火）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年11月9日（月）午後5時まで

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県立総合教育センター 平成27年11月10日（火）午後1時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年10月20日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年10月5日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Computer Network System for the Saitama Prefectural Education Center.

This includes computer hardware, software and their maintained.

(2) Deadline for Submissions :

By the electronic bidding system : 1:00 p.m., November 10, 2015.

By registered mail or in person : 5:00 p.m., November 9, 2015.

(3) Contact Information :

General Affairs Group, Saitama Prefectural Education Center,

Fujimi-cho 2-24, Gyoda-shi, Saitama-ken 361-0021

Telephone: 048-556-6164

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま鳩ヶ谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川口市鳩ヶ谷本町三丁目一八五 六番三地先から同市鳩ヶ谷本町 三丁目一八五九番一地先まで		区 間
一〇・九〇) 一二・七〇	八・四〇) 一二・七〇	敷地の幅員 (メートル)
二一・七		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年九月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十七年九月十四日

指令越建セ第二六〇〇六〇一号

二 検査済証番号

平成二十七年九月二十四日

越建セ第二六七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字西原四百五十七番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎三百三十六番地五 荒木 大智

正 誤

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号（平成二十七年七月十七日第二千七百十四号）中訂正

ページ 表中

二 区間（新B）

誤

春日部市牛島字川中子一〇三〇番一地从先から
同市牛島字川中子一〇〇〇番一〇地从先まで

正

春日部市牛島字川中子一〇〇九番一地从先から
同市牛島字川中子一〇〇〇番一四地从先まで